

(平成21年3月18日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	10 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

兵庫国民年金 事案 928

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から41年3月まで

申立期間当時、私は大学に通っていたが、以前に姉から「実家の両親が、あなたが二十歳になった時から国民年金保険料を納付してくれている。」と聞いていた。

社会保険事務所で年金の保険料納付記録を調べてもらったところ、申立期間は未納になっていると言われたが、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、姉（三女）と同居していたとしているところ、姉（三女）の国民年金手帳記号番号は、申立人の父母と連番で実家で払い出されている上、その後に住所を変更したとする記録も無く、国民年金保険料も納付済みとなっていることから、申立人の姉（三女）の保険料は実家の両親が納付していたものと推認できる。

また、申立人の姉（長女）は、「父は、弟の将来を考えて国民年金保険料を納付していた。2、3か月に一度、家族全員の保険料を役場で納めていた。」、申立人の姉（三女）は、「私は実家を離れて東京で弟と同居していたが、私と弟の国民年金保険料は父が納めてくれていた。」とそれぞれ証言していることから、申立人の当時の住民登録は姉（三女）と同様に、実家であったものと推認できる。

さらに、申立人の父母については、昭和36年4月以降、60歳までの国民年金加入期間の保険料がすべて納付されている上、申立人の姉（三女）についても、厚生年金保険被保険者となっている期間（国民年金保険料は還付済み）を含めて国民年金保険料がすべて納付されており、家族の国民年金保険料を納付

していたとする申立人の父親の納付意識は極めて高いことがうかがえることから、申立人の父親が、申立人と同居していた姉（三女）の国民年金保険料を納付していくながら、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで

② 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年 11 月当時は、A市の店で働いていて、昭和 47 年 3 月に結婚するまでの間は寮生活をしており、国民年金保険料は当時の経営者が給与から差し引くかたちで私の代わりに集金人に納付してくれていた。

58 歳のときに社会保険庁から送られた年金記録を見て、加入月数と納付月数が違うことに気付いて未納期間が分かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、事業主が給与から保険料相当額を控除して申立人が 20 歳の時からの国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、当該期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（給与明細書、家計簿等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 6 月 17 日に払い出されていることが確認できるが、事業主によると、当時、従業員の国民年金保険料を代行して納付までしていたかどうかの記憶は無いとしており、このことからも事業主が従業員である申立人の申立期間①に係る 5 か月分の国民年金保険料をまとめて給与から控除して過年度納付したとまでは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

はできない。

一方、申立期間②については、被保険者台帳管理簿及び社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の住民登録とは相違する事業所の所在地で払出しが行われていることが確認できる上、昭和44年4月から47年3月までの期間について国民年金保険料の納付が確認できることから、申立人の勤務先の事業主が申立人に代わって、事業所に来て集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張に信憑性^{びょう}がうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業主は、昭和36年4月から49年2月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、年金制度の加入期間に未納期間は無く、納付意識の高さがうかがわれることから、事業主が申立人の国民年金の加入手続に関与していたことが推認できるとともに、事業主自身の国民年金保険料納付とあわせて申立人の申立期間②の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

私たち夫婦は昭和42年3月に店を開店し、翌4月に私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

当時は、町内会で水道料金や国民年金保険料等を集め、地区の会計に持参していた。私も、順番で集金をすることがあった。

同時に国民年金保険料を支払っていた、夫の兄夫婦の保険料は納付済みの記録になっている。領収書は無いが、兄夫婦と一緒に納めたはずの保険料が未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間を挟み、その前は3か月、後は288か月にわたって国民年金保険料を納付していること及び当該期間の前後を通じて住所変更等生活上の変化もみられないことから、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、上記国民年金手帳記号番号の払い出し時点からすると、当該期間の保険料を過年度納付することは制度上可能であるが、申立人は当該期間の国民年金保険料を町内会の集金担当に毎月納付していたとして、過去にさかのぼっては納付していないとしている。このため、申立期間①に係る国民年金保険料を現年度納付するためには、当該期間の当初ころに、上記のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、このことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、ほかに、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月から44年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

私たち夫婦は昭和42年3月に店を開店し、翌4月に妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

当時は、町内会で水道料金や国民年金保険料等を集め、地区の会計に持参していた。妻も、順番で集金をすることがあった。

同時に国民年金保険料を支払っていた、私の兄夫婦の保険料は納付済みの記録になっている。領収書は無いが、兄夫婦と一緒に納めたはずの保険料が未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間を挟み、その前は3か月、後は302か月にわたって国民年金保険料を納付していること及び当該期間の前後を通じて住所変更等生活上の変化もみられないことから、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、上記国民年金手帳記号番号の払い出し時点からすると、当該期間の保険料を過年度納付することは制度上可能であるが、申立人は当該期間の国民年金保険料を町内会の集金担当に毎月納付していたとして、過去にさかのぼっては納付していないとしている。このため、申立期間①に係る国民年金保険料を現年度納付するためには、当該期間の当初ころに、上記のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、このことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、ほかに、申立期間①に係る保険料を納付したことを見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで
② 昭和58年7月から59年1月まで

昭和35年に結婚し、主人が自営業をして生計を立てていた。その当時、アパートの各家に女性の方が定期的に集金に来られ、お金と引き替えに印紙を受けとり、手帳にはるよう言われていたが、転居などで紛失してしまった。国民年金手帳が手元に届いた時、当初の期間に領収印が無いので主人が役所に確認に行ったところ、証明するものが無いから駄目だと言われたが納得できない。

また、昭和58年ごろ夫の自営業の経営状態が悪くなり保険料をすぐには納付できなかつたが、その後私が厚生年金保険に加入するようになってから以前納付できなかつた保険料を納付していたにもかかわらず、一部未納の期間があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、短期間である上、申立人の申立期間①及び②以外の国民年金加入期間（225か月）の保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人及びその夫は、申立期間②直前の昭和58年4月から同年6月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとなっているものの、社会保険事務所が保管する被保険者台帳によれば未納となっており、紙台帳からオンライン記録への移行時の記録管理に不適切さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②直後に自ら厚生年金保険に加入し、経済的に余裕ができたので申立期間を含めて夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所が保管する被保険者台帳によれば、申立期間②の前の昭和55年2月、同年3月及び同年6月から58年3月までの期間については、過年度納付により夫婦同一日に保険料を納付していることが確認で

き、申立人の主張と一致することから、申立期間②のみ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の夫についても当該期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月7日に連番で払い出されており、この時点において、申立期間の一部については時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人には保険料をさかのぼって納付したことについての具体的な記憶も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し以降の同年10月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 933

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私は、社会保険事務所から平成15年1月14日付けで届いた葉書により、昭和37年12月から38年3月までの期間に国民年金保険料未納記録があることが分かった。

この期間について、私は、両親が私の国民年金保険料を集金人に納付するようになってから1年以内に、役所から昭和37年12月から38年3月までの期間の国民年金保険料の未納があるとの通知が届いたので、400円の保険料を納付するために母親が役所に赴き、その領収書を国民年金手帳にはっていったと記憶しているのに、未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月末から同年4月初旬までの間に払い出されていることが確認できる上、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付し始めた後に、集金人が申立期間の保険料を収納できなかつたため、母親が役所に赴いて400円の保険料を過年度納付し、その領収書を国民年金手帳に貼り付けていたとする当時の状況を明確に記憶しており、その記憶に不自然さはうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間（4か月）以外に国民年金保険料の未納は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている母親も自身の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人とその母親の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 45 年 4 月から 49 年 12 月まで

② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私の夫は、自営業を開始した昭和 45 年 4 月に、国民健康保険の手続と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続も行い、以降、二人分の国民年金保険料を集金人に納めてきたので、この時期に未納期間があることはおかしい（申立期間①）。

また、昭和 50 年 2 月に、夫が集金人から新しい国民年金手帳を受け取るとともに、それまで持っていた国民年金手帳を集金人に渡し、翌 3 月に A 市に転居してからは、主に夫が金融機関の窓口で国民年金保険料を納付してきた。55 年 1 月からは口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、一方だけが未納になっている期間があることにも納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、昭和 55 年 1 月から、夫婦二人分の国民年金保険料の納付を申立人名義の預金口座からの口座振替により行っており、当該期間に係る夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、A 市の国民年金委員を務めていたことがある申立人の夫は、当該預金口座の入出金記録を毎回確認していたと主張している上、申立人は、申立期間②を挟み、その前は 135 か月、後は 165 か月の国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえることから、当該期間の国民年金保険料についても納付していたと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で昭和50年2月10日に払い出されていることが確認でき、当該期間の大半は過去にさかのぼって納付できない期間である上、過年にさかのぼって納付できる期間についても、申立人は、当該期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人にその都度納付していたとして、過去にさかのぼっては納付していないと述べている。このため、申立期間①に係る国民年金保険料を現年度納付するためには、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする45年4月ごろに上記のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、このことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料について納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 8 月までの期間及び 56 年 11 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 14 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 45 年 4 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 8 月まで
③ 昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月まで

私は、自営業を開始した昭和 45 年 4 月に、国民健康保険の手続と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続も行い、以降、二人分の国民年金保険料を集め人に納めてきたので、この時期に未納期間があることはおかしい（申立期間①）。

また、私は、昭和 50 年 2 月に集金人から新しい国民年金手帳を受け取るとともに、それまで持っていた国民年金手帳を集金人に渡し、翌 3 月に A 市に転居してからは、主に私が金融機関の窓口で国民年金保険料を納付してきた。55 年 1 月からは口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、一方だけが未納になっている期間があることにも納得できない（申立期間②及び③）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②及び③については、申立人は、昭和 55 年 1 月から、夫婦二人分の国民年金保険料の納付を申立人の妻名義の預金口座からの口座振替により行っており、当該期間に係る妻の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②及び③の当時、A 市の国民年金委員を務めており、当該預金口座の入出金記録も毎回確認していたと主張している上、申立人は、申立期間②の前の 69 か月、②と③の間の 2 か月、③の後の 206 か月の国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②と③の間の2か月の国民年金保険料は、申立人の主張する口座振替によってではないものの、納付書により納付されていることが確認できることから、申立期間②及び③の国民年金保険料は納付していたと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で昭和50年2月10日に払い出されていることが確認でき、当該期間の大半は過去にさかのぼって納付できない期間である上、過去にさかのぼって納付できる期間についても、申立人は、当該期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人にその都度納付していたとして、過去にさかのぼっては納付していないと述べている。このため、申立期間①に係る国民年金保険料を現年度納付するためには、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする45年4月ごろに上記のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、このことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年8月までの期間及び56年11月から57年3月までの期間の国民年金保険料について納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、新聞などで昭和36年4月から国民年金制度ができたことを知り、将来のことを考えて、国民年金に加入することにした。

当時、実際に加入手続をして、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたのは弟であり、弟も、きちんと保険料を納めていたと言っている。

私は、平成元年に63歳になった時、65歳を待たずに年金を受け取りたいと、弟に手続を頼んだ。弟は、社会保険事務所で、保険料未納期間があるので年金が少なくなると言われたが、役所の人がそのように言うので仕方がないと言っていたが、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の弟が、弟自身の国民年金保険料とともに、申立人（長女）と妹（次女）の分も一緒に納付していたと主張しており、弟もその旨を証言している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間（12か月）を除き、国民年金加入期間（286か月）すべての国民年金保険料を納付済みであり、納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立人の弟については343か月、妹については昭和54年に亡くなるまでの218か月の国民年金加入期間の国民年金保険料がそれぞれすべて納付済みであり、申立人の弟の納付意識は高く、申立人の弟の証言は信ぴょう性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から42年11月まで

私は、昭和40年3月に結婚し、A市にある夫の勤務先の社宅で生活し始めた。同年4月ごろ、市の広報車で国民年金への任意加入を呼びかけていたので、夫に相談し同年5月に国民年金に加入した。生活は楽ではなかったが、将来のことを考えて月100円の国民年金保険料を現金で、毎月、市役所支所で納付した。

昭和40年8月からは、夫の転勤でB町に引っ越し、同町役場で転居手続の際、国民年金の手続も行った。同町では、毎月、納付書により役場の窓口で保険料を納付していた。納付した際、ミシン目で破って半券のような領収書をもらった記憶がある。保険料は月100円であった。その後さらに、42年12月に夫の転職に伴いC市に引っ越しすることになり、市役所にて転入手続と同町役場で納付した保険料の領収書を持参し国民年金の継続の手続をした。

市役所に領収書を持参して国民年金の手続をしたのに、それまでの納付が生かされず昭和42年12月21日に加入したことになっている。夫と相談して国民年金に加入した記録が消えているので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年8月から42年11月までについては、申立人は、40年8月に、夫の転勤に伴いB町に引っ越し、同町役場で転居手続の際、国民年金の手続を行い、その後、毎月、納付書により役場の窓口で国民年金保険料を納付していたとしているところ、当時、申立人の夫が勤務していた会社の

人事記録において、申立人の夫が同年8月21日に転勤したことが確認できる上、D市によると、当時、役場の窓口で、納付書により毎月収納することが可能であったとしており、申立人の主張する納付方法を裏付けるものとなっている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和42年12月21日に国民年金に任意加入し、複数回に渡る住所変更及び厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う任意加入手続を適切に行っている上、すべての国民年金加入期間について国民年金保険料を納付済みであり、54年12月から59年8月までについては付加保険料も含めて納付していることが確認できる等、国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額(月100円)は、申立期間の大部分の保険料額と一致する。

一方、申立期間のうち、昭和40年5月から同年7月までの期間については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人はA市で国民年金手帳をもらっていないとしているところ、同市によると、当時は国民年金手帳に検認印を押印する方式により保険料を収納していたとしており、年金手帳を所持しない者の保険料を収納することは考え難いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで
昭和50年1月ごろ、妻の国民年金保険料を収納するために自宅を訪れた集金人から、私も国民年金に加入するように勧められ、同時に、将来少しでも多くの年金を受給するために、過去の国民年金保険料についても2年間はさかのぼって納付できることを教えられた。

後日、市役所へ行き、国民年金への加入手続とともに昭和48年度及び49年度の2年分の保険料をさかのぼって納付した。金額は2万6,000円程度であったように記憶している。手元に領収書は無いが、記録では48年度が未納期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、36歳になる直前の昭和51年1月に、市役所で国民年金への加入手続を行い、その際、昭和48年度及び49年度の2年分の過年度納付を行ったと主張しているところ、同市によれば、過年度納付の納付書については、最大限、前々年度の4月分にさかのぼって納付書を支所の窓口で発行し、納付場所についても同市役所内の銀行窓口で納付可能であったとしており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和48年度及び49年度の2年分の過年度納付した金額について、2万6,000円程度であったと記憶しており、実際の保険料額と大きな離はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 939

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月

私の住んでいた集落では、毎月各戸から一人が出席する集会があり、その集会には私の父親が出席し、公共料金等のほか国民健康保険料や国民年金保険料もその集会で納付していました。当時、私の居住していた集落では納めなければならぬないお金を納付しないことは恥であるとの考え方があり、国民年金保険料についても私の父が納付しなかったことは絶対に無く、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済組合加入期間と厚生年金保険被保険者期間との間のわずか1か月のみの国民年金加入期間（平成12年4月）の諸手続及び納期内の保険料納付さえ適正に行っている上、申立期間以外の全期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の国民年金への加入意識及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた集落は、山間部にあるわずか10数世帯からなる純農村地帯であったことが確認でき、納めるべきお金を納めないで済まされる環境では無かったとする申立人の主張にも信憑性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の前後において住所の変更も無く、当時の生活状況に大きな変化が無かったことから、申立期間の1か月の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 489

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月27日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を41年8月27日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月1日から同年12月1日まで

平成19年6月28日に、厚生年金保険被保険者記録照会を行ったところ、昭和41年4月1日から同年11月30日にA社に勤めていた期間の厚生年金保険の記録が見当たらないと回答があった。

私は、昭和41年4月1日からA社B課に臨時補助員として採用され、C社に入社(臨時職員期間を含む。)するために同年11月30日付けで退職するまでの厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によれば、昭和41年8月27日から同年11月30日までの期間については、A社において勤務していたことが確認できる。

また、二人の元同僚は、「当時の事業所は、厚生年金保険の事務手続を適正に行っていた。臨時雇用者についても加入の手続を行っていた。」旨の証言をしているところ、当時、臨時雇用者であった者の厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人と同時期にA社B課で勤務していた元同僚にも加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該期間において同様の勤務を

していた元同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、事業主は、申立人に係る昭和41年8月から同年11月までの保険料について納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年8月27日までの期間については、申立人は当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確に記憶していない上、保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無い。

また、社会保険事務所におけるA社に係る被保険者名簿を見ると、当該期間に係る健康保険被保険者番号は連番で、欠番は無く、当該記録に不自然な点はみられない上、当該期間においては、雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年8月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めるることはできない。

兵庫厚生年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 9 日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 19 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 21 年 5 月 9 日とし、当該期間の標準報酬月額を 19 年 10 月から 21 年 3 月までは 10 円、21 年 4 月は 30 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 7 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで
昭和 8 年に A 社に入社し、転勤はあったものの 61 年 3 月末まで同じ会社に勤務していた。また、申立期間は、徴兵されていたため勤務はしていないものの、応召手当が支給されていた。同じ A 社 B 支店に勤務し、私と同時期に徴兵され、応召手当を支給されていた同僚には当該期間の厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私に厚生年金保険の被保険者記録がないことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している労働者名簿及び賃金台帳から、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、C 県が証明する履歴書により、申立人が昭和 14 年 5 月 1 日に陸軍に召集され、21 年 5 月 9 日に復員した軍歴が確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間について申立人の厚生年金保険加入記録を確認することができない。

しかしながら、当該期間は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。また、同社においてほぼ同時期に召集されていた同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1

日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徵集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 9 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業所の保管する賃金台帳から、昭和 19 年 10 月から 21 年 3 月までを 10 円、21 年 4 月を 30 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 9 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社が保管する労働者名簿を見ると、「21 年 5 月 30 日復員復帰ス」、「21 年 6 月 1 日 D 工場へ転勤」と記載されていることが確認できるものの、同社が申立期間当時に作成している従業員の厚生年金台帳（標準報酬等級の変更履歴が記載されている。）の記録には、申立人の被保険者資格の取得年月日欄に「21. 9」と記載され、等級の変更履歴についても 21 年 9 月からの履歴となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している、A 社 D 工場における厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 21 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった 20 年 9 月 1 日から申立人が資格取得するまでの期間の整理番号は連番となっており、欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が昭和 21 年 5 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 9 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 3 日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 19 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 22 年 5 月 3 日とし、当該期間の標準報酬月額を 19 年 10 月から 21 年 3 月までは 70 円、21 年 4 月から 22 年 4 月までは 60 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 22 年 6 月 19 日まで
昭和 17 年 2 月 7 日に A 社 B 工場に正規社員で採用され勤務していたが、18 年 3 月 3 日に召集され、終戦後も戦場整理に勤務し 22 年 6 月 18 日に復員した。復員後は家業従事のために B 工場に戻ることなくそのまま退職したが、厚生年金保険法（労働者年金保険法）は 17 年 6 月に施行されており、添付の資料からも在職は間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する在職証明書、辞令、従業員家族証及び告知書（健康保険組合が発行した標準報酬等級及び日額・月額の通知）から、申立人は、昭和 17 年 2 月 7 日から 22 年 6 月 18 日まで A 社に在籍していたことが認められる。

また、C 県が証明する履歴書により、申立人が昭和 18 年 3 月 3 日に陸軍に召集され、22 年 6 月 22 日に復員した軍歴が確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間について申立人の厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、当該期間は召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徵集又は召集された期間

については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 3 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保管する健康保険組合の標準報酬の記録及び A 社発行の給与の「通知書」から、昭和 19 年 10 月から 21 年 3 月までを 70 円、21 年 4 月から 22 年 4 月までを 60 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、申立人が所持する辞令により、申立人は 17 年 2 月 7 日付けで D 課勤務の「E」に任命されていることが確認でき、事業主は D 課の勤務者は筋肉労働者ではなかったとしており、当該期間に施行されていた労働者年金保険法においては、男子の筋肉労働者のみが被保険者とされていたことから、申立人は同法による被保険者ではなかったものと認められる。
- 3 また、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 3 日から同年 6 月 19 日までの期間については、A 社は当時の資料は残っていないとしており、申立人は兵役期間中であったため当該期間の同僚を覚えておらず証言を得ることができない上、申立人の、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶はあいまいである。

このほか、当該期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 3 日から同年 6 月 19 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めるることはできない。

兵庫厚生年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和22年5月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、80円とする必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年12月28日から22年5月2日まで

申立期間について、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされているが、昭和20年12月28日以降についてもA社B工場に在籍扱いされていたはずである。事業所はしっかりした会社なので勝手に退職扱いにはしない。被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、C県発行の履歴書から、昭和19年12月10日に陸軍に召集され、22年11月19日に復員した軍歴が確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年12月28日に同資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徵集または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和 22 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する A 社に係る昭和 20 年 12 月の被保険者名簿の記録から 80 円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 493

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月21日から同年10月21日まで

私は、当時勤めていたC社D支店から、昭和45年3月21日付でA社B支店に在籍出向していたが、出向先への転籍をあっせんされ、同年9月21日付でC社を退職、同日付でA社において勤務を開始したが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月21日とされ、被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び給与明細書から、申立人が昭和45年9月21日付でC社からA社に転籍し、かつ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書及び社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、申立人と同日付でC社からA社に転籍した元同僚の社会保険庁の記録についても、申立人と同じ資格喪失の記録になっていることから、事業主が申立人及び元同僚の資格取得日を昭和45年9月21日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が二人についてともに同年10月21日と誤って記録することは考え難く、事業主が同年10月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月10日から同年9月10日まで

私は、系列会社のC社に出向した時期はあったものの、昭和52年3月30日の入社以降、現在においても継続してA社に勤務しているが、57年9月10日付けで同社B工場からC社に出向した際の社会保険庁の資格喪失日が同年7月10日とされ、厚生年金保険被保険者期間が2か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び公共職業安定所の同社に係る雇用保険被保険者記録により、申立人が同社において、昭和52年3月30日から現在に至るまで継続して勤務し(57年9月10日にA社B工場からC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していたものと思料するとしているが、事業主が保管する資格喪失関連書類(昭和57年9月14日届出)の資格喪失日を見ると、i) 厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書は同年7月10日、ii) 健康保険資格喪失確認通知書は同日を二重線により同年9月10日に訂正(訂正印及び訂正日等の記載が無いことから、いつの時点において訂正されたのかは不明)、

iii) 厚生年金基金加入資格喪失確認通知書は同年9月10日（社会保険庁のオンライン記録における厚生年金基金に係る資格喪失日は同年7月10日）と一致していないため、納付したか否かは明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 495

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年6月25日から同年7月2日まで

私は、昭和28年3月10日にA社に入社し、平成6年8月29日に定年退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険については、試用期間経過後の昭和28年6月11日に加入し、平成6年8月30日に資格喪失するまで、毎月給与から保険料が控除されていたが、B支店からC支店に異動した時の1か月が欠落しており、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和30年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年8月7日から平成13年3月30日まで継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人が発行する在籍証明書、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が保管する給与明細書から、申立人は、同社において昭和47年8月7日から平成13年3月30日までの間、継続して勤務し（49年4月1日に同社本社から同社B事務所に異動）、かつ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書及び社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の清算人によると、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月31日から38年1月1日まで

私は、昭和35年3月1日から平成7年8月31日まで継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社内経歴及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和37年12月31日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないことから不明であるものの、新任店においては、前任店の資格喪失日を資格取得日とすべきところ、誤った届けを行ったと考えられるとしていることから、事業主が申立人のB支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和38年1月1日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和24年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月30日から同年7月1日まで

A社B工場に勤めていたが、工場が閉鎖になり、引き続きC工場へ転勤になった。24年6月30日に資格喪失しているのはおかしいと思います。当該期間については、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「雇入れ簿」には、申立人について「転勤、昭和24年7月1日雇入れ」との記載が確認できる上、同社は「60年前のことなので当時の状況は不明であり、資格喪失届出日を間違ったものと思われます。(昭和24年7月1日として資格喪失日を届け出るところを間違って同年6月30日と届出)」と回答していることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、届出の誤りの可能性を述べている上、事業所が資格喪失日を昭和24年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から47年10月まで

私は、昭和45年8月にA社B営業所を退職後、社会保険（健康保険と国民年金）に加入していなかった。C市に転居した46年1月ごろ、病院に行くのに健康保険が必要になり、C市役所出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。私は、退職後5か月間が未加入であったため、窓口担当者に、「すべての国民は、社会保険に加入する義務がある。」と強く叱られ、その場で泣いてしまったことをはっきり記憶している。国民年金保険料は、当時の勤務先近くの郵便局で納付書により納付していた。

60歳になった時、社会保険事務所で申立期間が未加入になっていることを知り、納得できなかつたが、領収書が無いため、あきらめていた。その後、年金記録問題が生じたので、私の記録にも間違いがあったのではないかと考え申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月21日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当初ごろに上記のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人は、46年1月ごろにC市役所出張所で国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続も行ったとしているものの、国民年金の加入手続についての具体的な記憶や当時国民年金手帳の交付を受けたとする記憶も無い。また、所持してい

たと記憶している年金手帳は1冊のみ(現在所持している手帳は震災後に再交付されたもの)であるとしており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和38年4月1日から45年8月21日の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を、申立期間中の47年3月7日に受給していることが確認できるところであり、このことは、申立人が、この当時、将来の年金受給を見越して国民年金に加入する意思を積極的に持っていたものとはみなし難い状況を示している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 941

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 12 月まで

私と夫は昭和 51 年 7 月に店を開店し、その数年後、まだ開店費用の借入金がある時だったが、役所から、国民年金保険料をさかのぼって納める最後の機会である旨の通知と、金額が記入された納付書類が封筒で送られてきた。母親に相談したところ、「年を取ってから困ったことがあった時に役に立つから」と約 150 万円を貸してくれたので、私は、全額をこれまで未納だった夫婦二人分の保険料として、近くの銀行で一括して納付した。

借用書など、母親からお金を借りたことを証明できるものは何一つ残っていないが、その時の母親の気持ちを無駄にしたくはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に店を開店し、その数年後に、これまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したとしており、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、第 3 回特例納付の実施期間の最終月である 55 年 6 月に、36 年 4 月から 44 年 3 月までの 96 か月分及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの 12 か月分の計 108 か月分の国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。しかしながら、その直後に当たる申立期間の国民年金保険料を、申立人が特例納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳時の平成 4 年 2 月までの国民年金加入期間のうち、申立期間の 69 か月を除く 302 か月分の保険料を納付しており、年金受給資格期間を結果的に確保しているこ

とがうかがわれ、このことは、申立人において、当該資格期間である 300 か月を満たすため、昭和 55 年 6 月に上記 108 か月分のみの保険料の特例納付を行ったものと推認することができる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 38 年 6 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 51 年 12 月まで

私と妻は昭和 51 年 7 月に店を開店し、その数年後、まだ開店費用の借入金がある時だったが、役所から、国民年金保険料をさかのぼって納める最後の機会である旨の通知と、金額が記入された納付書類が封筒で送られてきた。妻が義母に相談したところ、「年を取ってから困ったことがあった時に役に立つから」と約 150 万円を貸してくれたので、妻が全額をそれまで未納だった夫婦二人分の保険料として、近くの銀行で一括して納付した。

借用書など、義母からお金を借りたことを証明できるものは、何一つ残っていないが、その時の義母の気持ちを無駄にしたくはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に店を開店し、その数年後に、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を妻が一括して納付したとしており、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立人の妻について、第 3 回特例納付の実施期間の最終月である 55 年 6 月に、36 年 4 月から 44 年 3 月までの 96 か月分及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの 12 か月分の計 108 か月分の国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。しかしながら、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を、その妻が特例納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人については、20 歳時の昭和 38 年 6 月から 60 歳時の平成 15 年 5 月までの国民年金保険料納付済期間が 308 か月

であり（厚生年金保険加入期間を加えると329か月）、年金受給資格期間である300か月を満たしており、申立人の妻の場合と異なり、年金受給資格期間を満たすために特例納付する必要性は低かったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から52年8月まで

私は、昭和36年ごろ、交通事故で負傷したため、大学病院に入院した。

その時、病院から国民健康保険に加入して国民健康保険証の発行を受けるように指導されたことから、手続のため役所に行ったところ、役所の窓口で、国民健康保険に加入するには国民年金に加入することが必要であると言わされたので、同時に国民年金にも加入した。

その後、昭和41年ごろ、私は、病院に入院した。その時、主治医である医師から国民健康保険証の発行を受けるように指導されたことから、市役所で国民健康保険の加入手続を行い、窓口で国民年金の加入も必要であると言われたので、再度国民年金の加入手続を行った。その際、過年度の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後も任意加入期間にもかかわらず納付を続け、夫の定年退職後も手續を行って継続して保険料を納付してきた。11年5か月もの長期にわたって保険料を納付していないとする記録には納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、保険料額、納付方法等を明確に記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和40年前後にA市へ転居し、その半年後、再度転居したが、同市において、転居する場合に必要である国民年金の手續を市役所で行った記憶は無いとしており、38年10月に払い出されたことが確認できる国

民年金手帳記号番号に係る社会保険庁の国民年金被保険者原票及び国民年金手帳記号番号払出簿において、「不在」の押印が認められる。また、当該被保険者原票において、A市での住所が記載されていないことが確認できる上、同市が保管する被保険者名簿において、54年3月8日の同市の調査により、申立人が41年4月4日にA市へ転出したことが判明した旨の記録が確認できることから、申立期間においては、申立人の居所が不明であるため、集金人による保険料の収納や納付書の発行が行えなかつたものと推認される。

加えて、申立人は、昭和41年ごろに国民年金の再加入手続を行い、その際に、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は、52年7月に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに再度加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張と相違する上、二度目の手帳が払い出された52年7月時点では、申立人は任意加入被保険者であるため、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年9月までの期間及び59年5月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 51 年 4 月から 56 年 9 月まで
② 昭和 59 年 5 月から 60 年 9 月まで

国民年金には昭和 45 年に友人に勧められて加入した。申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料の納付と同時に、私が A 市役所支所に行って、夫の保険料と併せて納付していた。申請免除の期間以外はきちんと保険料を納付しているはずであるので、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立期間①及び②について、申立人の夫は未納又は申請免除となっており、申立内容と異なる。

さらに、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 56 年 9 月までの期間について、申立人は、自宅に送られてきた納付書により、A 市役所支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市が保管する収滞納一覧表によると、50 年 11 月から 52 年 3 月までについては「転出」、52 年 4 月から 56 年 3 月までは「不在」と記録されており、当該期間について、納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 50 年ごろに A 市から B 市へ転入したときの国民年金に関する手続は速やかに行つたが、その約 1 年後、B 市から A 市へ転入した

ときの手続は遅れて行ったとしているところ、A社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によれば、当該原票は51年10月にA社会保険事務所からB社会保険事務所へ移管されているものの、B社会保険事務所からA社会保険事務所へ再移管されたのは、5年7か月後の57年5月であることが確認でき、当該原票がB社会保険事務所で管理されている期間については、A市では納付が行われておらず、当該原票を速やかにA社会保険事務所に再移管させる事情が無かったと推認するのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 945

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 6 月に A 社を辞め、その後、B 社に就職するまでの期間については、国民年金に加入しなければならないことを、街頭で国民年金の推進活動をしていた市の職員に教えられたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

しかし、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの納付記録が無く、資格喪失しており、この期間の国民年金保険料は還付されていると社会保険事務所で知らされた。私は、国民年金の資格喪失届を出したことも、還付を受けた覚えも無い。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことについては、申立人が保管する国民年金保険料の領収書、社会保険庁の国民年金被保険者原票及び市が保管する収滞納記録から確認できるが、社会保険庁の国民年金被保険者原票に、申立期間に係る国民年金保険料相当額である 8,400 円が、昭和 52 年 12 月 15 日付けで還付されたとの記載がある。

また、共済組合によれば、申立人は、C 社において、昭和 51 年 10 月 1 日付で共済の資格を取得し、53 年 5 月 1 日付で資格を喪失しているとしており、還付記録が認められる 52 年 12 月の時点において、申立人は共済に加入していることが確認でき、社会保険庁の国民年金被保険者原票及び市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されているとおり、51 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の資格喪失に係る届出が行われたとするることは不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めるることはできない。

兵庫厚生年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年3月1日から28年1月15日まで
昭和23年5月1日から28年1月14日までA社に勤務していたことは間違いません。同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった26年3月1日に、私も厚生年金保険に加入しているはずであるから、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する資料「役員退職慰労金計算」により、申立人が申立期間において申立てに係る事業所であるA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が管理する「健康保険及び厚生年金記号・番号一覧表」に、申立人の資格取得日は昭和28年1月15日と記載されており、社会保険庁の記録と同じであることが確認できる上、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除及び納付の事実は無いと回答している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給料明細書、源泉徴収票等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない

兵庫厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 47 年ごろ、A 社に勤務していましたが、その勤務期間について社会保険庁の記録では厚生年金保険の被保険者となっていないので調査して下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び当時の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、事業主は申立期間当時の人事記録を保管しておらず、申立人に係る勤務期間や厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、同社の当時の事業主の妻は、「当時は、数か月の試用期間が有り、試用期間のうち社会保険には加入させていなかった。会社設立当時から社会保険と雇用保険は適用しており、従業員に加入させる時はセットで加入させていた。」と証言している上、当時の取締役で B 部門の責任者も、「申立人のことは記憶に無いのであまり長くは居なかつたのではないか。当時は 6 か月以上たたないと、本雇いにはならなかつた。試用期間の間は社会保険には加入させていなかつた。」と証言している。

さらに、元同僚も、「入社から社会保険の加入までの期間は 10 か月あった。」と証言している上、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 16 日から 58 年 6 月 8 日まで

昭和 57 年 1 月 16 日から 58 年 6 月 7 日まで A 社 B 工場で勤務しました。

厚生年金保険料は給料から引かれていたと記憶しています。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び A 社の元従業員の証言により、申立人が申立期間当時、同社 B 工場内において働いていたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、申立人は申立当時の自らの雇用区分は準社員であったと主張しているが、当時の工場長は、「準社員という雇用区分は無く、正社員以外はパートか協力会社の者だけだった。当時、勤務していた従業員の話から、申立人は協力会社の者として働いていたことが確認できた。」と証言している上、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 12 月中旬から 55 年 9 月まで
② 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 11 月 1 日まで

(申立期間①)

A 社の専務の勧めで、各種保険が有り住居も用意するという条件で同社に入社した。勤務していた当時、子供が健康保険を使って病院にかかったこともあり、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、調べていただきたい。

(申立期間②)

B 社は、C 社の下請会社で、同社の社長の依頼で平成 6 年 9 月に専務として勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立てに係る事業所である A 社の社長、専務及び複数の従業員の名前を記憶しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた元従業員 13 人に対して確認を行ったが、そのうち二人の元従業員は「普段現場に直行し、顔を合わせなくても、A 社は総勢 20 人足らずの家族的な会社で、年 1 回以上の慰安旅行、忘年会及び新年会を開催していたので従業員を記憶しているが、申立人は A 社にはいなかった。」旨の証言をしている。また他の 11 人の元従業員は「申立人のことは知らない。」などと証言していることから、申立人の同社における在籍が確認できなかった上、同社の当時の社長、専務も既に死亡していることから、申立期間当時の状況は確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない上、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの期間及び44年4月から55年8月までの期間について国民年金保険料を納付している。

- 2 申立期間②について、申立人に係る労働保険裁決書審査資料から、申立人が平成6年末ごろから申立てに係る事業所であるB社に在籍していたことは推認できるが、同社の社長は既に死亡しており、当時の状況は確認できない。

また、申立人は、平成6年8月から7年4月まで、国民健康保険での受診が確認できる上、申立期間②については、国民年金申請免除期間であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録においても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない上、申立人の同社における雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の資格取得日と同日の平成7年11月1日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年12月31日から34年2月21日まで
社会保険庁の記録では、A社の入社が昭和34年2月21日になっているが、実際には32年12月31日に同社の支配人に引き抜かれ社会保険にもすぐ加入させるという条件で入社して勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所であるA社において昭和32年12月31日から勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、34年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年12月31日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、昭和34年1月まで、又は同年3月まで同社に勤務していた4人の元従業員は、申立人のことを記憶していない上、同年4月以降においても同社に勤務していた8人の元従業員は、申立人のことを記憶してはいるが、勤務期間については覚えていないと証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、A社は既に廃業しているため、当時の人事記録等も確認できず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録等にも不自然さはみられない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、A 社の元同僚が興した B 社に転職するために、昭和 55 年 4 月末で A 社を退職し、退職金の中から 100 万円を出資した上で、営業担当として同年 5 月 1 日から入社したが、入社後最初の 11 か月の申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社において、昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 5 月 21 日までの間、継続して営業担当として勤務していたとしているが、同社では、本社の移転に伴い当時的人事記録を処分したため、会社として申立人の在籍期間を証明することができないとしている上、当時の従業員によると、申立人が同社において勤務していた記憶はあるものの、正社員としての雇用契約であったのか、いつからいつまでの勤務であったのかについては記憶に無いとしており、申立人の厚生年金保険被保険者期間を特定することが困難な状況にある。

また、申立人の入社から約 1 か月後に B 社に入社したとする元従業員に係る社会保険庁の記録によると、申立人同様、昭和 56 年 4 月 1 日付で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、事業主及び当該従業員によると、「入社当初から厚生年金保険の被保険者とすることはなく、数か月間の試用期間があった。」としている。

さらに、公共職業安定所によると、申立人は、A 社の退職に際し、求職者給付等の受給手続を行った記録があるとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 9 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで

平成 6 年に、社会保険事務所からの回答書を見て、初めて脱退手当金のことを知りました。A 社本店に就職したときに、B 社に勤務していたことは履歴書に記載しなかったので、A 社本店の事務担当者には分からず、B 社での勤務期間は結果的に厚生年金保険の被保険者期間として残りました。社会保険庁の記録では、脱退手当金を受け取ったのは、「C」になっていますが、A 社本店には結婚後の名前である「C」は届けていませんし、私の名前は「D」です。私は脱退手当金を受け取った覚えは無いので、厚生年金保険の記録を訂正してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた A 社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載された当該期間当時の女性被保険者の記録を見ると、脱退手当金の支給要件を満たしている 34 人（申立人を含む。）中、22 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち申立人を含む 19 人について、同社における被保険者資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立期間当時の同社の事務担当者は、「女性が辞めるときには、脱退手当金の手続を希望するかどうか確認し、手続書類の提出を代行していた。」としており、脱退手当金の支給記録が確認できる元従業員 3 人も、会社において脱退手当金の支給手続をしてもらったと証言していることから、同社においては、申立人を含め退職者の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立人は、A 社本店に対して、前職（B 社での勤務）及び結婚による

改姓を届け出でていないとしているところ、社会保険事務所の記録では脱退手当金が支給されている申立期間①及び②（E社F支店及びA社本店）の厚生年金保険記号番号とB社における同記号番号は別番号となっていることが確認できる上、A社本店における厚生年金保険被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、氏名の変更が行われていないことが確認できることから、申立期間①及び②の脱退手当金については、上述のとおり、事業主による代理請求が行われていたものと推認される。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 5 月から 46 年 4 月まで
中学校卒業と同時に働き始めた。母からは常々、仕事場を変えるときには、必ず健康保険があるところかどうか確認してから入社するように言われていたので、申立期間に勤めていた A 社では必ず厚生年金保険に入っていたはずだ。

厚生年金保険の記録に 3 年間もの空白があるとは考えられないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社における元同僚（事業主の息子）であるとする者は、申立人のことを覚えていないとしている上、申立人は事業所の名称及び勤務期間についての記憶があいまいで、勤務状況が明確ではない。

また、社会保険事務所における記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 24 日までであることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該期間に 16 人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、全員が同社の全喪日である 36 年 3 月 24 日までに厚生年金保険被保険者資格を喪失（全喪日の資格喪失者は 4 人）している。さらに、当該名簿の健康保険番号は連番となっており、欠番は無く、記録に不自然さは無い。

加えて、上記元同僚は、「A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も数年は個人事業所として存続していたが、申立ての期間には会社は無かつたと思う。また、個人事業所であった期間については厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで

昭和 59 年ごろに A 社に入社し、平成 3 年 9 月まで勤務しました。その間、会社の費用で講習を受けました。同社と一緒に勤務し、講習を受けた 10 歳ぐらい年下の元同僚に厚生年金保険の記録があるのに、自分に無いのは納得できませんのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険への加入について、元事業主は、「申立人に厚生年金保険料を控除する旨の説明をしたところ、申立人から、控除は勘弁してほしいとの強い要請があった。当時は従業員の確保が難しい時期であり、無理強いすることはできなかった。」と証言している。

このことについて、申立人は、申立期間当時の明確な記憶は無いものの、元事業主の証言を完全には否定できないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 1 月ごろ、勤め先を探していたところ、近所の友人が勤務先の A 社を紹介してくれた。

A 社の厚生年金保険被保険者記録によると、その友人は被保険者とされているにもかかわらず、私が被保険者とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社において勤務していたことについては、申立人を同社に紹介したとする友人の証言により推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月 1 日から同年 3 月末までの期間については、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は、同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得することができない。

また、A 社が昭和 33 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用を受けた際、社会保険庁において最初に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同日付けで申立人の友人を含む 62 人が被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人に係る記載は無く、当該名簿に欠番及び記録訂正等の不自然な点も見受けられない。

さらに、申立人に対して A 社を紹介した友人は、月給制であったと証言しているのに対し、申立人は、「毎日、指定された現場において作業した後、詰所に戻って、日々の給金を受け取っていた。」としており、申立人が友人の雇用条件と異なる、厚生年金保険法第 12 条（適用除外）に掲げる「日々雇い入れられる者」であった可能性が否定できない状況にある。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては定かでないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月まで

私は、昭和 38 年 3 月に高校を卒業後、A 社に同年 4 月 8 日付けで臨時雇用員として採用され、その後 39 年 4 月より試用員となり、同年 6 月 1 日付けで職員を命ぜられた。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が 10 か月欠落しており、調査してください。

第3 委員会の判断の理由

A 社が管理する履歴カードから、申立人は、申立期間当時に臨時雇用員として同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「A 社においては、昭和 38 年 10 月 1 日より前は、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、同日以後については、事業所単位で順次加入手続を行っており、加入手続前には保険料は控除していない。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 11 月 1 日であり、同日に 449 人、同年 12 月 1 日に 131 人、39 年 1 月 1 日に 43 人、同年 2 月 1 日に 684 人(申立人を含む)、同年 3 月 1 日に 277 人が同事業所において厚生年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社において昭和 39 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 7 人は、厚生年金保険に加入する前には保険料が控除されていなかったと証言している。(当該元従業員 7 人は、自身が同社に採用されたのは 37 年 2 月から 38 年 10 月までの間であるとしている)。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 8 月 5 日から 48 年 1 月 1 日まで

私は、A 市で働いていたが、親の勧めで実家のある B 市に帰り、C 社で昭和 46 年 9 月 20 日から 52 年 2 月 1 日まで勤務していた。同社が厚生年金保険の適用事業所となった 47 年 8 月 5 日から 48 年 1 月 1 日までの被保険者記録が欠落しているが、給料から厚生年金保険料を控除されていたので確認してほしい。

この間は、父親が国民年金保険料を納付してくれていたので、厚生年金保険と国民年金の両方の加入記録があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月に親の勧めで B 市の実家に戻り、C 社にすぐに入社したと申し立てているところ、商業登記簿を見ると、同社は同年 8 月 12 日に設立登記されたことが確認できるものの、複数の元従業員は、「申立人が勤務していたとする店は 47 年 6 月ごろにオープンしたが、この当時に申立人は勤務していなかった。」と証言している上、申立人の同社における雇用保険の記録を見ると、同年 11 月 6 日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 市の国民年金収滞納一覧表により、申立人は、昭和 47 年 10 月 19 日に国民年金保険料（同年 10 月から 12 月までの保険料）を集め人に納付していることが確認できる上、B 市が発行した本人に係る住民票を見ると、A 市から B 市への転入日が同年 12 月 20 日であることが確認でき、上記雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同年 11 月ごろに A 市から B 市へ転居し、C 社に就職したものと推認される。

さらに、C 社の元事業主は、「申立期間時はすぐに辞める者がいたので、採

用してすぐには厚生年金保険に加入させず、加入していない期間は保険料を控除していない。」としており、複数の元従業員は、「採用後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかつたが、その間は保険料も控除されていなかつた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。